提出日　　　　年　　月　　日

株式会社証券保管振替機構　御中

(機構加入者名称)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（連絡先部署／担当者：　　　　　　　　／　　　　）

（連絡先電話番号：　（　　　）　　　－　　　）

米国振替外債取扱届出書

（一般債振替制度用）

当社は、裏面に記載の「留意点」及び「機構加入者の責任」の内容について理解した上で、以下のとおり届出いたします。

1. QI銘柄の取扱い等に係る届出
2. QI銘柄の取扱いについて

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 該当に☑ | □　取扱開始（注１） | 当社は、QI銘柄について、今後の予定を含め、取り扱うこととしました。 |
| □　取扱廃止（注２） | 当社は、QI銘柄について、取り扱わないこととしました。 |

1. QI銘柄の振替口座簿への記録について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 該当に☑ | □　口座管理機関業務開始（注３） | 当社は、QI銘柄について、今後の予定を含め、当社が備える振替口座簿に記録することとしました。また、以下の事項について届け出ます。  a. 当社は、QI銘柄について、米国税法におけるQIとしての業務を行います。なお、当社のQI Employer Identification Number (EIN)は、  [　　　 　　　　　　　　]です。  b. 当社は、当社の下位機関がQI資格を保有せずにQI銘柄を取り扱うことを認める場合には、直接口座管理機関として、米国税法におけるQIとしての責任を負うことを理解しています。 |
| □　口座管理機関業務廃止（注４） | 当社は、QI銘柄について、当社が備える振替口座簿に記録しないこととしました。 |

1. FTRO銘柄の取扱いに係る届出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 該当に☑ | □　取扱開始（注５） | 当社は、FTRO銘柄について、今後の予定を含め、取り扱うこととしました。 |
| □　取扱廃止（注６） | 当社は、FTRO銘柄について、取り扱わないこととしました。 |

1. 業務担当連絡先に係る届出（注７）（注８）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 該当に☑ | □　新　規 | 担当部署 \_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_  連絡先 Tel:\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_  　　　　　 E-mail:\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_ |
| □　変　更  変更日:  西暦　　　　年　月　日 |

（留意点）

1. 記入上の留意点

（注１)　機構加入者が、QI銘柄を新たに取り扱うこととした場合が該当します。併せて、米国税法等で定める本人確認書類等及びその他必要な書類を、QI銘柄を取り扱うすべての支払代理人に対して、速やかに提出してください。

（注２)　QI銘柄を取り扱うこととしていた機構加入者が、QI銘柄を取り扱わないこととした場合が該当します。

（注３)　機構加入者がQI銘柄を自らが備える振替口座簿に新たに記録することとした場合が該当します。QI銘柄を機構が備える振替口座簿の自己口にのみ記録している場合には☑の必要はありません。

（注４)　QI銘柄を自らが備える振替口座簿に記録することとしていた機構加入者が、自らが備える振替口座簿に記録しないこととした場合が該当します。

（注５)　機構加入者が、FTRO銘柄を新たに取り扱うこととした場合が該当します。

（注６)　FTRO銘柄を取り扱うこととしていた機構加入者が、FTRO銘柄を取り扱わないこととした場合が該当します。

（注７)　QI銘柄及びFTRO銘柄の両銘柄共通の届出となります。QI銘柄を取り扱う機構加入者の名称、担当部署、連絡先電話番号及び電子メールアドレスその他機構が必要と認める情報を、Target保振サイトに掲載します。また、FTRO銘柄の機構加入者の名称その他機構が必要と認める情報も、Target保振サイトに掲載します。

（注８)　QI銘柄及びFTRO銘柄を取り扱う機構加入者は、届出内容に変更がある場合には、変更欄に☑し変更箇所を記載のうえ、直ちに本届出書を機構に対して提出してください。

1. その他の留意点

（１） 詳細については、機構が定める「一般債振替制度に係る業務処理要領（第６章　米国振替外債の取扱い）」及び米国振替外債検討部会が定める「米国振替外債に係る事務処理指針」を参照してください。

（２） この書類における用語の意義については、機構が定める「一般債振替制度に係る業務処理要領（第６章　米国振替外債の取扱い）」及び米国振替外債検討部会が定める「米国振替外債に係る事務処理指針」における用語の定義と同一とします。

（機構加入者の責任）

　　　　機構加入者は、自らが機構に対して提出する本届出書、支払代理人に対して提出する米国税法で定める本人確認書類等及びその他必要な様式の記載に不備、不足、過誤等があった場合には、それに伴う損害、損失、またその後における米国当局との対応等について一切の責任を負うこととなります。

　　　　また、機構加入者は、本届出書、支払代理人に対して提出する米国税法で定める本人確認書類等及びその他必要な様式について、定められた提出期限までに提出できなかったことに伴う損害、損失、またその後における米国当局との対応等について一切の責任を負うこととなります。

以　上